

(令和6年度実施)
令和7年度職員採用試験実施要項

【一般事務職（新卒等枠）】

【受付期間】

令和7年1月29日(水)から令和7年3月5日(水)

船井郡衛生管理組合

1. 試験区分、採用予定人数及び受験資格等

試験区分	募集人員	受験資格等
一般事務職（新卒等枠）	若干名	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人

※ 募集人員は採用予定人数であり、試験結果によって変更する場合があります。

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験できません。

- ①禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②京丹波町、南丹市及び船井郡衛生管理組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 受験手続き（受付期間及び提出方法等）

（1）受験申込書の配布

期 間：令和7年1月29日（水）から令和7年3月5日（水）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

時 間：午前8時30分から午後5時15分まで

場 所：船井郡衛生管理組合 1階事務所窓口
（京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地）

※ 受験申込書は、船井郡衛生管理組合ホームページからもダウンロード可能です。

（2）提出書類

受験の申し込みには、次の書類を提出（持参）してください。

提出書類	①受験申込書（写真貼付※3ヶ月以内に撮影したもの、自筆であるもの）
	②最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 ※卒業証書の写しでも可
	③上記の学校の成績証明書

※ 高校生の方は上記②、③に代えて、調査書（近畿高等学校統一用紙）で差し支えありません。

(3) 受付期間、時間、場所及び方法

期 間 : 令和7年1月29日(水)から令和7年3月5日(水)
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

時 間 : 午前9時00分から午後5時00分まで

場 所 : 船井郡衛生管理組合 1階事務所内 総務課総務係
(京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地)

方 法 : 上記の場所まで必要書類をご持参ください。
※ 郵送等による受付はいたしません。

(4) 受験票の交付

受験票は、受験申込書の受付時に交付します。

3. 試験の日時、場所、内容及び合格発表

(1) 試験

日 時 : 令和7年3月9日(日) 午前9時30分から

会 場 : 船井郡衛生管理組合 2階会議室 ※駐車場あり
(京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地)

内 容

試験区分	試験内容	日程
一般事務職(新卒等枠)	事務能力検査〔60分〕※1	午前9時30分 ～10時30分
	作文試験〔60分〕※2	午前10時45分 ～11時45分
	面接試験〔約15分〕	午後12時00分～ ※待機時間あり

※1 検査内容(照合、分類、言語、計算、読図、記憶など)

※2 作文の課題については、当日発表します。

(2) 合否発表

日 時 : 令和7年3月中旬

方 法 : 本人宛に合否を通知

※ 電話等による合否の問い合わせには応じられませんので、各自でご確認ください。

4. 採用日等

合格者は、船井郡衛生管理組合職員採用候補者名簿に登載し、令和7年4月1日付採用※（補欠者については以降、必要に応じ採用）とします。なお、この名簿の有効期限は、令和8年3月31日になります。

※ 採用日については、基本、上記のとおりとしますが、事情により、令和7年5月1日付もしくは令和7年6月1日付も可とします。

5. 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、週38時間45分、日7時間45分

（2）給与

船井郡衛生管理組合職員の給与に関する条例等に基づき、給料のほか、各種該当する手当を支給します。また、勤務実績等のある採用者については、採用までの職歴等に応じ、一定の基準により加算します。

（参考）

令和6年4月1日現在の初任給は下記のとおりです。

大学卒程度 220,000円

短大卒程度 204,400円

高校卒程度 188,000円

（3）休日、休暇

組合の休日以外に船井郡衛生管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、年次有給休暇20日、病気休暇、特別休暇等があります。

※ 勤務計画または勤務状況により、組合の休日に勤務する場合があります。

6. その他

（1）個人情報の取り扱いについて

申込みに当たって提出いただいた個人情報は、採用試験の目的以外に使用することはありません。

（2）提出書類について

提出いただいた書類等は返却いたしません。

(3) 試験結果の開示について

試験結果の開示については、受験者本人にのみ下記のとおり行いますので、本人であることを証明するもの（受験票、運転免許証等）を持参の上、本人が直接請求してください。なお、電話、郵便等での請求は受け付けません。

請求できる者	この試験を受験し不合格となった者
開示内容	総合順位
開示期間	合格発表の日または合否通知日から2週間
開示場所	船井郡衛生管理組合総務課総務係

(4) 問い合わせ先

船井郡衛生管理組合 総務課総務係
〒629-0166 京都府南丹市八木町室河原大見谷47番地
TEL 0771-42-3425 FAX 0771-42-5765